

令和 7 年度

第 17 期第 6 回海区漁業調整委員会
議事録

令和 7 年 7 月 22 日
三重海区漁業調整委員会

日時 令和7年7月22日(火)午前10時から10時12分まで

場所 三重海区漁業調整委員会委員室

議題

- 1 議案1 遊漁のまき餌釣り等に関する指示について
- 2 その他
(1) 次回の委員会日程について

出席委員

矢田和夫 田邊善郎 淩井利一 小川和久 濱田浩孝 濱中一茂
木下和行 辻本寛一 濱口利貴 千田良仁 奥村卓二 木村那津子
中川かおり

欠席委員

松田浩一 倉島 韶

事務局

事務局長 小林智彦
主幹 中西健五
主査 葛西学

行政

水産資源管理課
(漁業調整班)
課長補佐兼班長 西窪大輔
主査 林 茂幸
主任 稲葉 駿

傍聴者

なし

計 19名

○矢田会長

ただいまから第 17 期第 6 回三重海区漁業調整委員会を開催します。本日は委員総数 15 名中、松田委員と倉島委員が欠席で、13 名が出席していますので、委員会は成立しています。

委員会運営規程第 12 条に基づき、議事録署名者として木下委員、千田委員にお願いします。発言にあたっては、議長に発言を求めていただき、議長の指名を受けてからご発言いただくようお願いします。

それでは、議案 1 「遊漁のまき餌釣り等に関する指示について」を審議します。

事務局から説明をお願いします。

○事務局（中西主幹）

まず議案 1 の前に、委員会指示についてご説明します。配布した「令和 6 年度委員会概要」の「海 - 8」ページをご覧ください。

委員会指示とは、漁業法第 120 条において「海区漁業調整委員会は、水産動植物の繁殖保護を図り、漁業権又は入漁権の行使を適切にし、漁場の使用に関する紛争の防止又は解決を図り、その他漁業調整のために必要があると認めるときは、関係者に対し、水産動植物の採捕に関する制限又は禁止、漁業者の数に関する制限、漁場の使用に関する制限その他必要な指示をすることができる。」と定められています。

委員会指示の目的は、漁業法や漁業調整規則等によって、固定的に調整することが不適当な案件に対して発動し、漁業調整の円滑化を図ることが目的となっています。

委員会指示の内容は、漁業調整上必要な事項の全てを含みます。

関係者には、漁業者、遊漁者、特定人、一般不特定人が含まれます。

委員会指示の形式としては、関係者に対し、採捕の制限又は禁止等の制限若しくは積極的な義務を課すことができるとなっています。

また、委員会指示に従わない者がいる時は、委員会が知事に対して裏付命令を出すように申請します。その申請を受けて知事が裏付命令を出したにも関わらずなおも委員会指示に従わない時は、その者には知事の裏付命令違反として、漁業法第 191 条により 1 年以下の拘禁刑若しくは 50 万円以下の罰金又は拘留若しくは科料が課せられます。

今回、委員会指示を審議していただく内容は、議案 1 「遊漁のまき餌釣り等に関する指示について」になります。

遊漁のまき餌釣り等に関する委員会指示は、平成 17 年度から毎年発動しています。今年度も本指示を継続して発動するかどうかをお諮りしたいのですが、発動に至った経緯について簡単にご説明させていただきます。1-9 ページのとおり平成 14 年 12 月に水産庁長官から関係都道府県知事あてに「海面における遊漁と漁業との調整について」通知がありました。その内容は、漁業調整規則に規定されている「まき餌釣りの全面的な禁止措置の見直し」を検討するように促すものでした。そして、遊漁のまき餌釣りは、一般的な漁法として定着している実態があるため、資源管理や漁業調整の観点から規制が引き続き必要な場合を除いて全面的な禁止は行わないようというものでした。

平成 14 年当時、本県の漁業調整規則には、遊漁者等のまき餌釣りが禁止されていましたが、実態としては、レクリエーションによる海釣りで使用されていたほか、遊漁船業の主

要な営業種目となっているなど、一般的な釣りの方法として定着していました。そのような状況のなか、県内の遊漁団体から、まき餌釣り全面禁止の見直しの要望や、漁業調整規則の見直しについて、国からの指導もあったため、平成17年9月に漁業調整規則に規定されていた「遊漁者等のまき網釣りの禁止」の文言を削除しました。あわせて、平成17年9月に委員会指示により、まき餌釣りの制限又はまき餌釣りの禁止区域を海域の特性に応じて設けました。

1-8ページ及び1-9ページをご覧ください。遊漁者向けに配布しているチラシになります。現在、委員会指示を発動している海域は、1-8ページでいうと次のとおりです。餌料種類の制限区域（緑で色付けした海域）としては鳥羽市、まき餌釣り禁止区域（赤で色付けした海域）として、志摩市・紀北町・熊野市・御浜町となります。

1-1ページをご覧ください。例年、関係する漁業協同組合へ「『遊漁のまき餌釣り等に関する委員会指示』に係るアンケート調査」を行っています。アンケート内容としては、問1から問3までが委員会指示の継続についての希望やその理由、問4では地元の漁業協同組合で遊漁のまき餌釣りを認める事例の有無について、最後に問5では、まき餌釣りに関する遊漁との漁業調整上の問題の有無についてとなります。

1-2ページに漁業協同組合等からの回答を載せていました。関係するすべての漁業協同組合等から委員会指示の継続を希望するとの回答がありました。そして、まき餌釣りに関する遊漁との漁業調整上の問題も発生していないという回答も得られました。このため、今年度の事務局案は、昨年度と同等の委員会指示案を作成しました。

1-3ページ及び1-4ページが委員会指示案で、1-5ページ及び1-6ページが現行の委員会指示となっています。なお、現行の委員会指示からの変更箇所には下線を引いています。告示番号は、「第5号」、告示日は「令和7年8月」の予定で、会長名は「矢田和夫」、有効期間は、「令和7年9月1日から令和8年8月31日」までの1年間となっています。委員会指示の内容や別表、別掲については変更ございません。

ご審議をよろしくお願ひします。

○矢田会長

ただいまの説明について、ご意見はありませんか。

○委員

(意見なし)

○矢田会長

意見がないようでしたら、議案1については、事務局の原案どおり発動してよろしいですか。

○委員

(異議なし)

○矢田会長

全員異議がないようですので、議案1については事務局の原案どおり発動することとします。

続きまして、その他1「次回の委員会日程について」、事務局から説明をお願いします。

○事務局（中西主幹）

次回の委員会ですが、8月19日（火）10時もしくは8月26日（火）10時からの開催をご提案します。

場所は三重海区漁業調整委員会委員室です。

次回委員会の議題の案としましては、「ふぐはえなわ漁業に関する委員会指示」となっています。

○矢田会長

それでは皆さん、19日でいかがでしょうか。よろしいですか。

○委員

（異議なし）

○矢田会長

ありがとうございます。それでは、次回の委員会は8月19日（火）10時からの開催でよろしくお願ひします。

これをもちまして、委員会を閉会します。ありがとうございました。